

国際教養大学学生寮大規模改修（長寿命化対策）工事实施設計業務委託 に係る条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、国際教養大学契約事務規程第10条の規定に基づき公告する。

令和2年6月2日

国際教養大学事務局長 石川 定人

1 入札に付する事項

(1) 名称

国際教養大学学生寮大規模改修工事（長寿命化対策）実施設計業務委託

(2) 履行期間

契約日から令和3年3月15日まで

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

(1) 共同企業体に関する要件

- ① 本業務は秋田県建設コンサルタント業務等共同企業体取扱要綱（平成20年3月17日建管第2461号）に定める共同企業体による共同履行であること
- ② 共同企業体は自主結成であること。また、代表者の出資比率は構成員の中で最大であること。
- ③ 本業務の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- ④ その他の共同企業体に関する要件は、当該「業務別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に記載のとおりであること。

(2) 共同企業体の全ての構成員に必要な要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国際教養大学契約事務規程第8条及び第9条の規程に該当しない者であること。
- ③ 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。）第4条第1項に規定する資格者名簿（発注概要書に示す業務部門に限る。）に登録されていること。
- ④ 入札制度要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録（発注概要書に示す法令等の規定による登録に限る。）を有すること。
- ⑤ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑥ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、国際教養大学の指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑧ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑨ 配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をい

う。)は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

⑩ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

3 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

国際教養大学ホームページに掲載する。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に持参又は郵送により1部提出すること。

なお、持参する場合は、事前に提出日時を大学事務局に連絡すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認結果は、令和2年6月16日（火）までに書面で通知する。

なお、入札参加資格がないとされた者で、不服のある者は、令和2年6月17日（水）までに、その理由について説明を求めることができる。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前には入札辞退届を、開札後にはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 現地見学の実施

入札参加資格があるとされた者を対象に、次のとおり、学生寮の現地見学等を実施する。なお、見学に際しては、入札説明書等の書類を国際教養大学ホームページからダウンロードして持参すること。

1) 現地見学の開催日時及び場所

開催日時 令和2年6月18日（木）から6月19日（金）まで

※各グループ1時間程度とし、参加者多数の場合は日時を調整する。

集合場所 参加者に個別に連絡する。

2) 現地見学の参加申込の方法

「現地見学参加申込書」に必要事項を記載のうえ、提出期限までに電子メールにより送付するものとする。電子メールの件名は「学生寮現地説明会参加申込書」とし、使用するソフトウェアはMicrosoft Word とする。

なお、密集を避けるため、1社あたりの参加者は2名までとし、当日は必ずマスクを着用すること。

提出期限 令和2年6月17日（水）午後3時まで

提出先 施設管理課 メールアドレス：[generalaffairs@aiu.ac.jp]

(6) 業務内容や仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等に対する質問は、電子メールにより行い、回答は、国際教養大学ホームページに掲載する。なお、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額とする。

ただし、国際教養大学契約事務規程第12条各号のいずれかに該当する場合は免除す

ることができる。なお、同条第2号の規定により免除を求める場合は、別添の入札保証金免除申請書とその添付書類を入札参加資格申請書と一緒に提出すること。

(入札保証金の免除)

第12条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき
- 二 第7条に規定する資格を有する者が、過去2年間の間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結した実績を有し、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められたとき。

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、国際教養大学契約事務規程第22条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。

5 入札の方法等

(1) 入札の日時及び場所

令和2年7月1日(水) 午後2時

国際教養大学 A棟(管理棟) 4階 第2会議室

(2) 開札の方法等

- ① 開札は、入札者又はその代理人が出席のもとに行うものとする。なお、代理人が入札を行う場合は、別添委任状を要する。
- ② 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- ③ 入札は原則2回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、国際教養大学会計規程第36条第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者と、随意契約の交渉を行うことがある。

(3) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、見積内訳明細書は、参考資料として取扱う。

(6) 開札に立ち会う場所に持参するもの

- ・開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)

- ・再度の入札に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く）
- ・委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）
- ・見積明細書（入札書の積算内訳）

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

9 その他

- (1) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (2) 履行期限は事情により変更することがある。
- (3) 入札参加者は、仕様書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (4) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

業務別発注概要書

A 入札参加資格等

業務名	国際教養大学学生寮大規模改修（長寿命化対策）工事実施設計業務委託				
委託箇所	秋田市雄和椿川字奥椿岱地内				
業務期間	契約日から令和3年3月15日まで				
予定価格	非公表				
業務概要	・学生寮大規模改修工事実施設計 1式 （改修計画策定業務、実施設計業務）				
最低制限価格制度適用の有無	無				
入札参加形態	共同企業体				
共同企業体の要件	結成形態	2者又は3者による自主結成			
	出資比率	10分の2以上			
入札参加者の資格	代表者の要件	秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿	登載業種	建築関係建設コンサルタント業務	
			登載部門	建築一般部門	
		法令等の規程による登録	登録規程等	建築士法（昭和25年法律第202号）	
			登録部門	一級建築士事務所	
		登録	建築士事務所の所在地	秋田県内に主たる営業所を有する	
		営繕工事設計業務執行能力評価要領による評価点		55点以上（令和2年5月1日現在）	
		配置予定技術者の資格経歴	管理技術者	資格要件	一級建築士
				実績要件	・資格取得後の実務経験5年以上 ・寄宿舎、集合住宅、宿泊施設、病院、福祉施設、研修施設（いずれもSRC又はRC造で宿泊設備を有するものに限る）の設計業務（新築又は大規模改修）で延べ面積3,000㎡以上の実績があること （共同企業体としての実績は出資比率20%以上のものに限る）
		主任技術者（建築分野）	資格要件	一級建築士	
			実績要件	資格取得後の実務経験5年以上	
代表者以外の要件	秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿	登載業種	建築関係建設コンサルタント業務		
		登載部門	1者は建築一般部門、その他は問わない		
	法令等の規程による登録	登録規程等	建築士法（昭和25年法律第202号）		
		登録部門	一級建築士事務所		
	登録	建築士事務所の所在地	秋田県内に主たる営業所を有する		
	営繕工事設計業務執行能力評価要領による評価点		35点以上（令和2年5月1日現在）		
	その他の事項	1 管理技術者、建築業務分野以外の配置予定技術者は、以下の表のとおりとし、共同企業体の構成員のほか、共同企業体の協力事業所に属する技術者からも選任できるものとする。			
		区分	業務分野（配置人数）	必要となる資格及び経験年数等 （①又は②のいずれかに該当すること）	
		主任技術者	構造（1名）	①構造設計一級建築士 ②一級建築士（資格取得後の実務経験5年以上）	
			電気（1名）	①設備設計一級建築士 ②建築設備士（資格取得後の実務経験5年以上）	
機械（1名）			①設備設計一級建築士 ②建築設備士（資格取得後の実務経験5年以上）		
担当技術者		構造（1名）	①構造設計一級建築士 ②一級建築士		
		構造（1名）	①設備設計一級建築士 ②建築設備士		
	構造（1名）	①設備設計一級建築士 ②建築設備士			

その他の事項	2 建築業務分野の担当技術者は、以下の表のとおりとする。		
	区分	業務分野 (配置人数)	必要となる資格及び経験年数等
	担当技術者	建築① (1名)	一級建築士 ※代表者から選任
		建築② (1名)	一級建築士 ※代表者以外の構成員から選任
建築③ (1名)		一級建築士 ※3者の共同企業体で代表者以外の構成員が建築一般部門に登載され建築業務分野を担当する場合に限る。	
	3 管理技術者は、各業務分野の主任技術者及び各業務分野の担当技術者と兼任できない。		
	4 主任技術者は、同じ業務分野の担当技術者のみ兼任することができる。		
	5 共同企業体の協力事業所は、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。		
	6 共同企業体の協力事業所は、国際教養大学の指名停止の措置を受けていないこと。		
	7 共同企業体の協力事業所から配置技術者を選任する場合、様式第2号に技術者の記載を求めないが、代表者が作成する書類の氏名欄に「協力事業所選任」と記載し、契約締結前に、配置技術者を適切に選任し報告すること。		

B 入札関係書類提出方法等

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間	令和2年6月8日(月)午前9時から 令和2年6月11日(木)午後5時まで
	提出書類等	①競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) ②建築士事務所登録証明書及び直近の評価点を示す書類の写し ③配置予定技術者の資格・業務経歴等(様式第2号)及びその添付書類 ④秋田県税に滞納がない証明書、社会保険料に滞納がない証明書 ⑤共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第3号) ⑥共同企業体協定書(様式第4号) (注:①~④は構成員ごとに別様とすること)
	提出方法・提出先	持参又は郵送により1部提出
入札参加資格の確認結果通知		令和2年6月16日(火)午後5時まで
仕様書等に対する質問期限		令和2年6月22日(月)午前5時まで
仕様書等に対する回答期限		令和2年6月25日(木)午後5時まで
入札の日時及び場所		令和2年7月1日(水)午後2時
		国際教養大学 A棟(管理棟)4階 第2会議室
問合先	機関	公立大学法人国際教養大学 施設管理課
	所在	秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2
	電話	018-886-5865
<p>落札者は、契約締結前に「参加資格確認申請書の提出先」あて、建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行った上、「重要事項説明書」を2部提出すること。併せて、「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を2部提出すること。</p>		